

安芸高田市地域包括支援センター支援システム構築及び保守業務にかかる

公募型プロポーザル実施要領

1.目的

この要領は、「安芸高田市地域包括支援センター支援システム構築及び保守業務」にかかる受託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2.業務の概要

(1)業務委託の名称

安芸高田市地域包括支援センター支援システム構築及び保守業務

(2)業務内容

別紙「安芸高田市地域包括支援センター支援システム構築及び保守業務仕様書」のとおり

(3)期間

構築期間 契約締結日から 2027 年 2 月 28 日まで

業務期間 2027 年 3 月 1 日から 2032 年 2 月 28 日まで（5 年間）

(4)その他

契約締結は、2026 年 10 月下旬（予定）に行う。

3.実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

4.予算上限額

18,854,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

〔内訳〕

5 年間賃貸借料の総額の上限 15,554,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 年間保守費用の総額の上限 3,300,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

上記の金額は、提案内容にかかる予算の上限を示すものであって契約額や予定価格を示すものではない。なお、予算上限額を上回る金額による提案は失格とする。

5.参加資格

本プロポーザルの参加資格は次のとおりとし、参加表明書提出日を基準日として全ての要件を満たしていること。

なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

- (1) 令和 7・8 年度における安芸高田市物品調達等に係る入札参加資格を有していること。なお、入札参加資格を有していない場合には、(資料 I) に示す書類を提出し、審査の結果、資格を認めた場合には、本業務に限り参加資格を有する者とする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 市税及び消費税等の滞納がないこと。
- (4) 次の期間において、建設業者等指名除外要綱(平成 16 年安芸高田市訓令第 77 号)第 2 条第 1 項に規定

する指名除外等の措置を受けていない者であること。

公告の日から契約を締結した日まで

- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生開始に申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 破産法(平成 14 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (8) 法人であること。
- (9) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (10) 過去 5 年以内に、自治体等において、同種業務での納入実績があり、本業務を遂行するに十分な能力がある業者であること。

6 スケジュール

実施期日	実施内容
2026 年 7 月 27 日(月)	プロポーザル参加者の公募及び参加表明書受付開始
2026 年 8 月 10 日(月)	参加表明書提出期限
2026 年 8 月 19 日(水)	参加資格確認結果通知
2026 年 8 月 25 日(火)	質問書提出期限
2026 年 8 月 28 日(金)	質問に対する回答期限
2026 年 10 月 9 日(金)	提案書等の提出期限
2026 年 10 月 15 日(木) 予定	プレゼンテーション審査
2026 年 10 月下旬	審査結果の通知
2026 年 10 月下旬	契約締結

7.関係書類の配布方法

(1) 配布方法

安芸高田市ホームページからのダウンロードを原則とする。

URL <https://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/>

(2) 掲載期間

2026 年 7 月 27 日(月)から 2026 年 10 月 9 日(金)午後 5 時まで

(3) 掲載資料

- ア 安芸高田市地域包括支援センター支援システム構築及び保守業務にかかる公募型プロポーザル実施要領(様式 1~5)
- イ 安芸高田市地域包括支援センター支援システム構築及び保守業務仕様書
- ウ (別紙 1) 企画提案書作成要領
- エ (別紙 2) 導入実績
- オ (別紙 3) システム機能要件仕様書
- カ (別紙 4) 見積書作成要領・導入費用見積書

8 説明会

説明会は実施しない。

9 提出書類・提出期限

提出書類		部数	提出期限
公募型プロポーザル参加表明書(様式 1)		1 部	8 月 10 日(月)
申込者に関する資料	登記簿謄本 ^{*1}	1 部	
	財務諸表(前年度分貸借対照表、損益計算書) ^{*1}	1 部	
	市税の滞納がないことを証する書類 ^{*1}	1 部	
	消費税及び地方消費税の納税証明書 ^{*1}	1 部	
	委任営業所及び委任状 ^{*1}	1 部	
	事業者の事業内容が分かるもの (パンフレット等)	1 部	
質問書(様式 2) ※メールで提出すること			8 月 25 日(火)
企画提案書 ^{*2}	提案書 ^{*2}	10 部	10 月 9 日(金)
	提案書概要版(A3 1~2 枚程度)	10 部	
	システム機能要件仕様書(別紙 3) ^{*3}	10 部	
	他の同種・類似業務を受託した実績一覧表(導入実績)(別紙 2)	1 部	
見積書・見積内訳書(別紙 4)	正本※5	1 部	
	写し	10 部	
情報非公開希望申立書(様式 3) ^{*4}		1 部	10 月 9 日(金)
プレゼンテーション出席者名簿(様式 4)		1 部	
プロポーザル参加辞退届(様式 5)		1 部	

※1 詳細は、物品等競争入札参加資格審査追加申請の手引きを確認すること。

※2 企画提案書は(別紙 1)「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

※3 各項目の可否を一覧にして示し提出すること。

※4 提出書類は安芸高田市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、対象文書として原則公開とするが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第 7 条第 2 号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること。(ただし、本市の検討の結果、公開となる場合もある。)なお、非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

※5 (別紙 4)見積書作成要領をもとに見積書を作成すること。

10 提出方法等

(1) 提出方法・提出時間

安芸高田市福祉保健部保険医療課へ直接持参又は郵送で期限内に提出すること。なお、郵送の場合も期限内に必着すること。

【受付時間：開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合も提出期限内に必着）】

(2) 提出先

安芸高田市福祉保健部保険医療課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

(3) 特記事項

ア 提出書類に虚偽があった場合は、応募を取り消す。

イ 提出期限内に企画提案書類等の提出がない場合は、応募を取り消す。

ウ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された書類のうち、企画提案書以外の書類は、返却しない。

オ 申込受付以降に参加資格がないことが判明した場合は、受付を取り消す。

11. 質疑・回答

(1) 提出期間

2026 年 7 月 27 日（月）から 2026 年 8 月 25 日（火）

(2) 提出

質問書（様式 2）により、電子メールで提出することとし、電話及び直接来庁による質問には応じない。
質問書を送付したときは、送信した旨を必ず電話連絡すること。電話を受け付ける時間は開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとする。なお、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

安芸高田市福祉保健部保険医療課

メールアドレス:hokeniryoh(at)city.akitakata.jp ※(at)は@に置き換えてください。

電話番号:0826-42-5618（直通）

(4) 回答方法及び回答日

業務実施上必要と認められるものについてのみ、回答する。

提出された質問に対する回答は、2026 年 8 月 28 日（金）までに安芸高田市ホームページで公開する。（質問提出者の名称は公表しない。）

12. プレゼンテーションの実施

(1) 日時

2026 年 10 月 15 日（木）を予定とし、詳細は改めて連絡する。

プレゼンテーション審査の順番、参加表明書の提出順とする。場所や開始時間等の詳細については、参加表明書に記載されている宛先へメールで通知する。

(2) 出席人数

1 社あたりの参加人数は 5 名以内とする。

(3) 提案時間

1 社あたり 50 分以内（提案 30 分以内、ヒアリング審査 20 分程度）

なお、相談業務、ケアプランについては実機を用いて説明すること。企画提案書と実機による実演の時間配分は提案業者に一任するが両方合わせて 30 分以内とする。

(4) 使用備品

プレゼンテーション時に必要な使用機材、備品については、必要に応じて提案者で準備すること。ただし、スクリーン、プロジェクター、電源、机、椅子については、市が準備する。なお、市で準備したプロジェクターと参加者が持参した機材等との接続に不具合が生じても本センターは責任を負わない。

また、インターネット環境が必要な場合は提案者で用意すること。

(5)その他

提案の説明は、企画提案書の内容を逸脱しないものとする。また、説明資料は既に提出した書類のみとし、追加資料の配布等は認めない。

遅刻又は欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

13.審査及び選定方法

安芸高田市地域包括支援センター支援システム構築及び保守業務にかかる公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等に基づいて提出された企画提案書等について、安芸高田市地域包括支援センター支援システム構築及び保守業務事業者委託事業者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が審査する。

(1)設定した基準に基づいて、企画提案書及び企画提案作品、プレゼンテーション、ヒアリング審査及び見積金額等により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を 1 者選定する。選定にあたっては、各評価委員の採点を集計し、得点数が最も高い提案者を最優秀候補者に選定する。

(2)応募が 1 者の場合であっても審査を行う。

(3)審査にあたっては、各評価委員が次の表の評価項目ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる配点を満点として評価する。なお、総合評価点の満点（728 点）の 6 割の点（436 点）を最低基準点とする。

(4)総合評価点の最も高い者が 2 人以上あるとき（同点のとき）の対応は次のとおり。

ア 提案者それぞれの「企画提案評価点」「プレゼンテーション評価点」とも異なる場合は、「企画提案評価点」が高い者を最優秀提案者とする。

イ 提案者それぞれの「企画提案評価点」「プレゼンテーション評価点」とも同じ場合は、「企画提案評価点」のうち、「システム登録機能」「システム共通機能」「費用」「保守」の順に得点が高い者を最優秀提案者とする。

(5)評価委員の氏名については、公表しない。

(6)評価委員会は非公開とし、審査に関する問い合わせ及び結果に対する異議は一切受け付けない。

(7)選定結果は、安芸高田市ホームページに掲載するとともに全提案者に書面で通知する。

(8)選定結果の通知後、安芸高田市ホームページ等にて結果公表を行う。公表する内容は次のとおり。

最優秀提案者の名称、採点結果の合計点、次点者の点数。

14.評価項目及び評価基準

(1)評価は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に行うものとする。

(2)評価委員の評価項目ごとの点数の平均点を算出し、全評価委員の平均点をもって、企画提案者ごとの点数を決定する。

15.契約

(1)評価委員会で最優秀提案者として選定した提案者と契約締結の交渉を行う。

(2)契約交渉が不調のときは、次点の者と契約締結の交渉を行う。

(3)契約内容及び委託料は、提案者の内容をもとに、本市と協議の上、決定する。

16 留意事項

(1)本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。

(2)本プロポーザルの参加者は、公正なプロポーザルの確保のため、以下のような行為を行ってはならない。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為

イ 他の提案者と提案の内容又はその意思についての相談

ウ 選定終了前の他の提案者に対する提案内容の意図的な開示

(3) 参加申し込み後に本プロポーザルの参加を辞退したい場合は、2026 年 9 月 25 日（金）までにプロポーザル参加辞退届（様式 5）を提出すること。

(4) 業務の委託開始までの準備にかかる経費については、契約締結事業者の負担とする。

安芸高田市地域包括支援センター支援システム構築及び保守業務 審査基準

＜企画提案評価＞

項 事	評価項目	評価内容	配点
導入実績	導入実績 (事前審査)	・提案するシステムの自治体への導入実績は十分か	10
業務遂行	導入スケジュール	・本稼働に向けた全体的なスケジュール、すべての作業ごとの工程、内容、役割分担が明確に提示されているか。 ・本市職員の作業負担を軽減する工夫がされているか。	10
	導入体制	・初期導入時や本稼働後において、十分な研修が実施できるか。 ・職員異動等に伴い、随時操作研修が必要となる場合、保守範囲内で実施できるか。 ・操作マニュアルが整備されているか。	10
	データ移行	・現行システムからの具体的なデータ移行に関する提案がされているか。	20
システム性 共通機能	操作性	全体的に分かりやすい画面デザインであり、必須入力項目やリスト表示、視認性が高く、職員が使いやすい内容となっているか。	20
	一貫性	システム全体を通じて操作に一貫性があり、ＯＡスキルが高くない職員でも人的ミスを招きにくい操作性となっているか。	20
	拡張性	将来的な拡張性をもてるシステムとなっているか。	20
	効率化	システム導入による効率化及び業務改善に関する考え方を明らかにし、それを担保する機能を有しているか。	20
システム登録機能	機能要件 「A：163件」 「B：30件」 「C：13件」	別紙3 システム機能要件仕様書による（事前審査） ・システム機能要件（重要度A）163件×1点=163点 ・システム機能要件（重要度B）30件×3点=90点 ・システム機能要件（重要度C）13件×5点=65点	318
	入力形式	実務での登録を考慮し流れに沿った形式で入力可能なシステムとなっているか。	20
	相談業務	総合的な相談がシステム内で管理共有でき、登録した記録に対しての集計が簡単に出力できるシステムとなっているか。	20
	認知症初期集中 虐待管理	虐待管理がシステム内で管理可能なシステムとなっているか。	20
	アセスメント ケアプラン	アセスメント、ケアプラン登録が簡単に登録でき入力補助機能により業務効率化が図れるシステムとなっているか。	20
	共通項目の効率化	共通項目（家族構成図等）は参照機能により2度入力を防止する機能がついているか。	10
保守	対象者検索	対象者検索ではスムーズな検索が可能であるか。また、利用者台帳に関する一連の流れが滞りなく処理できるシステムとなっているか。	20
	バージョンアップ	バージョンアップは実務者からの要望を汲み上げた内容となっているか。	20
	障害対応 保守体制	ハードウェア、システムに関する障害や問合せなど、迅速に対応できる体制は整っているか。	10
費用	法改正	法改正、制度改正時の改修については追加費用なく対応できるか。	20
	構築費用	10点×（最低見積金額÷提示見積金額） 小数点以下四捨五入とする。	10
費用	保守費用	10点×（最低見積金額÷提示見積金額） 小数点以下四捨五入とする。	10
配点合計			628

備考

・最高得点者が2社以上の場合、システム登録機能、システム共通機能、費用、保守の順で、得点が高い者を優先とする。

安芸高田市地域包括支援センター支援システム構築及び保守業務 審査基準

<プレゼンテーション評価>

事項	評価内容	配点
企画提案の趣旨	企画提案書及び仕様書の内容に沿ったものであるか。	10
	要点, セールスポイントがまとめられているか	10
	本業務の内容を理解し、積極的に取り組み姿勢があるか	10
実機による説明	画面区政（デザイン、業務内容の表示方法など）	10
	操作性（入力及び画面移行時の簡易性など）	10
プロジェクトの管理能力	商品についての正確な知識を有しているか。	10
	システムの保守や障害見の対応等に精通しており、即座にこれに対応できるか。	10
	自身の経験をもとに説得力のある説明や提案をしているか。	10
	十分なコミュニケーション能力を有しているか。	10
質疑応答	本市からの質問に対して即座に正確な回答ができているか。	10
配点合計		100

最低基準		優先交渉権者の選定
企画提案評価	審査委員全員の配点合計点6割以上	最低基準を超える者のうち、最高評価点となった者を優先交渉権者とし、残りの者のジュにも決定する。提案事業者が1者の場合でも審査を実施し、配点合計における6割以上の得点を獲得した場合に限り、優先交渉権者として選定する。
プレゼンテーション評価	審査委員全員の配点合計点6割以上	